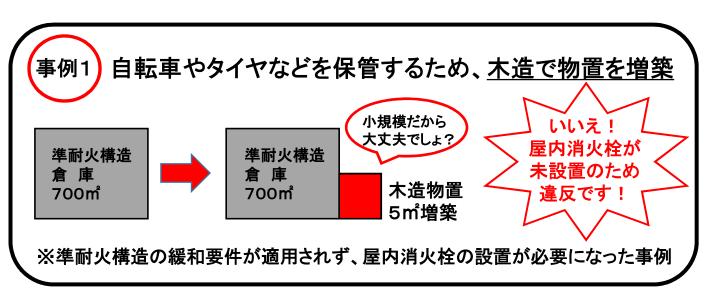
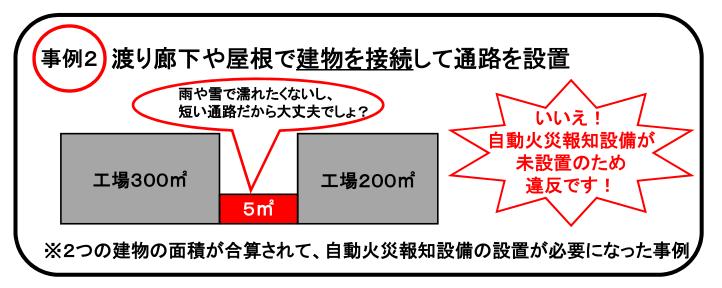
知らない間に **消防法違反** になっていませんか?



重大な消防法令違反の大半は、建物の増改築や接続などの工事が原因で発生しています!



注:屋上に物置を増築して、消防法違反になったケースもあります。 また、自動火災報知設備の感知器など、新たに消防用設備等の設置が必要となる場合があります。

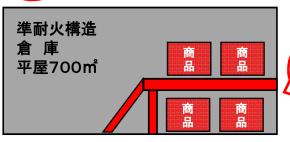


注:渡り廊下等で接続された建物をそれぞれ別棟とみなすためには、一定の条件を満たす必要があります。

秋田市消防本部

事例3

建物内部に<u>木製の床や壁、階段等を作って2階層に</u>改築



内部空間の 有効活用は 大丈夫でしょ? いいえ! 屋内消火栓が 未設置のため 違反です!

※準耐火構造の緩和要件が適用されず、屋内消火栓の設置が必要になった事例

注:階層が増えて、消火器や自動火災報知設備(感知器)等の増設が必要になる場合があります。また、2階建てとなることで床面積が増加し、新たに消防用設備等の設置が必要となる場合があります。



消防法に違反した場合

行政処分の対象になります!

消防法に基づく命令や罰則を受ける場合があります。

命令を受けると、建物の出入口に危険を知らせる標識が設置されます。



※罰 則 (消防用設備等設置命令違反の例) 行為者に対して、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

(消防法第41条第1項第5号)

法人に対して、3,000万円以下の罰金 (消防法第45条第1項第2号)

建物の増改築等の工事を行う場合は、事前に 管轄の消防署へ相談してください。

問い合わせ先 秋田市消防本部 予防課 823-4247

建物を利用される方、 従業員の皆様の安全のために

